

## 館山市地域おこし協力隊（介護認定調査）事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、都市部に生活の拠点を置く住民を、本市に居住させ、高齢化が進み、年々増加傾向にある介護認定調査活動や地域活動等を通じて、本市の地域振興の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的とした地域おこし協力隊事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （隊員の任用）

第2条 市長は、次の各号の要件のすべてを満たす都市住民で、新たに居住する地域において、年々増加傾向にある介護認定調査活動、地域行事への協力などを通じて市内での定住・定着を図ろうとする者を、地域おこし協力隊の隊員（以下「隊員」という。）として任用するものとする。

(1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に指定された地域以外）から館山市に移し、住民票を異動させた者（委嘱を受ける前に既に館山市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）は含まない。）

(2) 過疎地域の活性化に意欲があり、地域になじみ、本事業終了後に定住する意思のある者

2 隊員の任期は一会計年度内において必要な期間とし、通算3年を限度に再任を妨げない。

3 隊員は市の非常勤職員として任用され、その活動の対価として、賃金の支給を受けるものとする。

### （隊員の募集、選考）

第3条 市長は、一般社団法人 移住・交流推進機構（JOIN）等の関係機関の協力のもと、ホームページの活用等により多くの都市住民が隊員に応募できるように努める。

2 市長は、応募のあった者の中から、選考（面接、論文など）により、本市での居住が確実に地域おこし協力隊の活動に意欲的に取り組むことが認められる者を採用する。

### （隊員の活動）

第4条 隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 介護認定調査業務及び習得に関する活動
- (2) 介護認定調査業務のビジネスモデルの可能性の検討
- (3) 介護認定調査業務のビジネスモデルの構築
- (4) 市や地域の団体等が行う高齢者福祉イベントなどへの協力活動
- (5) その他高齢者福祉の増進に関する活動

#### (隊員の活動時間及び活動日数)

第 5 条 隊員の地域おこし協力隊における活動時間は、原則として 1 日 7 時間 45 分とする。

2 隊員の地域おこし協力隊における活動日数は、原則として 1 月 20 日以内とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長は、活動の内容において調整が必要と認める場合は、隊員が行う地域おこし協力隊の活動時間等を調整できるものとする。

4 隊員の休暇日は、市と協議のうえ決定するものとする。

5 その他勤務条件等は、館山市非常勤職員の勤務条件等に関する規則（昭和 47 年 7 月 1 日規則第 23 号）による。

#### (賃金)

第 6 条 市長は、隊員への賃金として、1 時間当たり 1,010 円を支給する。

2 市長は、第 7 条第 1 項に規定する隊員から提出のあった地域おこし協力隊員事業業務日誌(様式第 1 号)を確認し、毎翌月 21 日（3 月分については 4 月 21 日）までに隊員が指定した口座に振り込むものとする。

#### (報告等)

第 7 条 隊員は、地域おこし協力隊の活動内容について、各月 1 日～月末の間の地域おこし協力隊員事業業務日誌(様式第 1 号)を作成し、活動を行った日の属する月の翌月 5 日までに市長に提出しなければならない。ただし、3 月においては 31 日に提出するものとする。

2 隊員は、1 月ごとに地域おこし協力隊の活動の状況等を地域おこし協力隊員活動状況報告書(様式第 2 号)により報告するものとする。

#### (活動の免除等)

第 8 条 市長は、隊員から申出があった場合で、地域おこし協力隊の事業の推進に支障がないと認めるときは、活動の一部を免除することができる。

- 2 隊員は、地域おこし協力隊の活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。ただし、地方公務員法第 38 条において制限されている営利企業等への従事しようとする場合は、市長の許可を要する。

(隊員に対する支援等)

第 9 条 市長は、地域おこし協力隊事業を推進するため、隊員に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 隊員が行う活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための生活支援
- (3) 隊員が行う活動の取組状況、活動の成果等の情報発信

2 市長は、前項の支援について、予算の範囲内において、必要な経費を補助できるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する支援の一部について、委託することができるものとする。

(守秘義務)

第 10 条 隊員は、地域おこし協力隊活動上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。また、任用が解かれた後も同様とする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 7 月 31 日から施行する。



様式第2号(第7条第2項)

地域おこし協力隊員活動状況報告書

年 月分

隊 員 名		健康状態	
<p>1. 実施した活動の概要・状況等を記載してください。</p> <p>2. 上記活動の感想(楽しみ・反省点)等を記載してください。</p> <p>3. 地域活動に参加した内容を記載してください。</p> <p>4. 地域の住民方とのコミュニケーションを行った感想を記載してください。</p> <p>5. 地域で、活動・生活する上での、不安や心配事、悩み等を記載してください。</p>			